

定額自動送金規定

1.(振込の取組)

(1) 当組合は、定額自動送金依頼書(以下「依頼書」といいます。)に記載された依頼内容(振込日・振込金額・引落指定預金口座・受取人等)により、定額自動送金契約の締結とします。ただし、次の場合は定額自動送金契約をお断りすることがあります。

振込先口座が貸金業者名義の場合

貸金業法第20条の2で、貸金業者が公的給付に係る預金等の口座のある金融機関に委託して、貸金またはその金利の弁済を求めを禁止している。

振込先口座が質屋となっている口座の場合

質物の流質期限が経過した場合、当該流質のみによって元金およびその利子の弁済を受けるものであり(質屋営業法第1条、第19条第1項本文)自動引落しサービスにより弁済を受ける必要がない。

振込先口座が貸金業者または質屋であるかが不明な場合

電話や直接等聴取により貸金業者または質屋に対する、借入金または利息の弁済であることが判明したとき。

(2) 振込の取組は依頼書に記載された依頼内容(振込日・振込金額・引落指定預金口座・受取人等)にしたがって、振込日(当日が金融機関休業日の場合は休日の場合の指定日)に引落指定預金口座から振込金額を引落しのうえ、振込先金融機関・受取人宛に振込みます。

2.(振込手数料)

当組合所定の振込手数料(以下「手数料」といいます。)は、振込のつど引落指定預金口座から引落します。

なお、手数料は金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更されることがあります。この場合、手数料変更日以後の振込については変更後の手数料を適用するものとします。

3.(振込金および手数料の引落し)

本契約にもとづく振込金および手数料の引落指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。

4.(振込の取り止め)

振込日(14時)において、振込金および手数料の合計額が、引落指定預金口座から払戻することができる金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ。)を超えるときは、依頼人に通知することなくその月の振込は取り止めます。

なお、振込日において引落指定預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落指定預金口座から払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれかを引落すかは当組合の任意とします。

5.(受取書の発行)

本契約にもとづく振込については、受取書等は発行しません。

6.(取扱の終了)

本契約は、依頼書に記載されたお振込最終年月の振込をもって終了します。

7.(解約)

(1) 依頼人が本契約を解約する場合には、当組合所定の書面により届出るものとします。なお、本契約は、引落指定預金口座が解約されたときに、同時に解約されるものとします。

(2) 引落指定預金口座の残高不足、受取口座なし等の理由により、振込不能が当組合所定の期間継続した場合等には、当組合は通知することなく本契約を解約することができるものとします。

8.(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9.(損失・紛議等)

本契約および本契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当組合の責めによる場合を除き、当組合は責を負いません。

10.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上